

京都市会委員会条例の一部を改正する条例(平成29年3月24日京都市条例第30号)  
(市会事務局議事課)

子ども若者はぐくみ局の新設等に伴い常任委員会の構成を改める必要があるため、次のとおり常任委員会の名称及び所管を改正することとしました。

- 1 経済総務委員会及び交通水道消防委員会に代えて、総務消防委員会及び産業交通水道委員会を置き、それぞれの委員会の所管を次のとおり定めます。

名 称	所 管
総 務 消 防 委 員 会	行財政局, 総合企画局, 会計管理者, 消防局, 選挙管理委員会, 人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
産業交通水道委員会	産業観光局, 交通局及び上下水道局の所管に属する事項

- 2 暮らし環境委員会の名称を文化環境委員会に改めます。
- 3 教育福祉委員会の所管に子ども若者はぐくみ局の所管に属する事項を加えます。

上記1及び2の改正は平成29年3月24日から、同3の改正は平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月24日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 30 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「経済総務委員会」を「総務消防委員会」に改め、「産業観光局」を削り、「会計管理者」の右に「消防局」を加え、同項第2号中「くらし環境委員会」を「文化環境委員会」に改め、同項第3号中「保健福祉局」の右に「子ども若者はぐくみ局」を加え、同項第5号中「交通水道消防委員会」を「産業交通水道委員会」に、「消防局」を「産業観光局」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第3号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(市会事務局議事課)